

# 令和6年度第1回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年4月9日(火) 午後1時30分から午後4時45分  
 2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館)5階 大会議室

## 3. 出席委員 (16名)

会長	8番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員	1番	福田淳一郎	委員			
〃	2番	中村精	〃			
〃	3番	山田準二	〃	14番	石谷	隆
〃	4番	砂川重雄	〃	15番	柳田	和廣
〃	5番	建部憲二	〃	16番	竹森	潔
〃	7番	小林照美	〃	17番	福安	修
〃	9番	小林光徳	〃	18番	岩永	正司
〃			〃	19番	川上	信温
〃	11番	河毛早苗				

## 4. 欠席委員 (2名)

10番	下田義男	13番	藏内敏博
-----	------	-----	------

## 5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 10名)

旧市	川島忍	河原町	木下嘉広
邑美	有本知勝	用瀬町	池本和明
せんだい	森本寿夫	気高町	浜辺信康
湖南	木浪哲夫	気高町	居川春好
河原町	梶川和生	鹿野町	谷口和人

## 6. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

### 第2 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 鳥取農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第5号 非農地証明について
- 議案第6号 鳥取市農用地利用集積計画について
- 議案第7号 鳥取市農用地利用集積等促進計画について

### 第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6項の規定による届出書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 川口局長 広谷局長補佐 堀係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
川口局長	ただ今から、令和6年度第1回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
谷口局長	まず、定足数の確認ですが、3番 山田委員は遅れますし、10番 下田委員、13番 藏内委員は欠席の連絡があり、18名中15名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号4番 砂川委員、5番 建部委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号1～6番の6件であります。整理番号4番は取下げされました。 また、追記として整理番号5番は分筆されるので、707㎡のうち316㎡となります。 整理番号1番は、徳吉で売買による所有権移転です。 整理番号2番は、竹生で売買による所有権移転です。 整理番号3番は、河原町徳吉で売買による所有権移転です。 整理番号5番は、鹿野町今市で売買による所有権移転です。 整理番号6番は、湖山町南四丁目で贈与による所有権移転です。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。
議長	それでは、整理番号1番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、担当農業委員川上委員の報告をお願いします。
川上委員	4月3日に山根(一)推進委員、事務局、私、譲受人で現地確認を行いました。譲渡人が耕作をされていましたが、高齢となり経営を縮小したいとのこと。譲受人が近くに農地を耕すのと合わせて譲渡人の農地も耕しているようなので、今回の申請となったようです。チェックリストを見ても全て適合しますし、この後もずっと続けていかれるとのことです。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号1番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号2番を審議します。担当推進委員、森本委員の報告をお願いします。
森本委員	3月29日、事務局、建部農業委員さんと私の3名で現地確認を行いました。 申請地は、水稻耕作が目的の所有権移転であり、チェックシートの違反要件も無く、

		問題なしと判断いたします。
議	長	引き続き、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建 部 委 員		私の方からは何もありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号2番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号3番を審議します。担当推進委員、梶川委員の報告をお願いします。
梶 川 委 員		譲渡人は、鹿野にお住まいですが、元々は譲受人と同じところに住んでいた人です。その関係で売買をするものです。この土地は圃場整備をした土地であります。工事不良のため以前から水が来ないので、耕作者が点々と変わっており、草が生えていました。譲受人は、この土地で野菜づくりをしたいとのことですので、許可は妥当だと判断します。
議	長	引き続き、担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。
河 毛 委 員		4月3日、事務局、梶川委員、私と譲受人で現地確認を行いました。チェックシートに基づいて何ら問題ないと判断いたしました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号3番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号5番につきまして審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員		4月3日に砂川農業委員、事務局2名と私で現地確認を行いました。周辺は家が建っており、現状は畑地となっております。この後、5条申請もされるのですが、面積は大きくて一部を畑として利用されるとのことです。申請者に農機具について確認したところ、知り合いに借りて行うということです。
議	長	引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂 川 委 員		今言ったとおりで、付け加えることはありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号5番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)

議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号6番を審議します。担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川 上 委 員	4月3日、申請者の代理人と山根（一）推進委員、事務局、私の4名で現地確認を行いました。チェックシートで問題になるのは譲受人が富安に住んでおられ、農機具をどのように運ぶのかを確認したところ、申請地に作業小屋があり、そこに入れるということで準備しているとのことです。15年あまり野菜づくりの経験があるとのことです。いままでは自家消費だけで、今回から販売も考えていきたいとのことです。チェックシートはすべてクリアでした。
議 長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号6番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号1番から3番の3件でございます。 整理番号1番、申請地は河原町小畑、転用目的は墓地、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号2番、申請地は気高町宿、転用目的は墓地、農地区分は第1種農地、許可根拠は集落接続です。 整理番号3番、申請地は河原町水根、転用目的は墓地、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。
議 長	整理番号1番を審議します。担当推進委員、木下委員の報告をお願いします。
木 下 委 員	4月2日に田淵農業委員、私、申請人の3人でチェックシートに基づき現地確認を行いました。申請地は圃場整備をされていない不整形な農地となっています。周辺農地とは道路や水路で分断されており、周りの農地とは少し高く、北側は山林であり栗の木が植えてありました。無断転用地でなく適切に管理されています。墓地への転用ですが、隣接の山道から控えをとり、北側の山の斜面も考慮した面積となっています。残りは畑として管理されます。墓地経営のため100m以内の関係者からは同意を得られております。周辺農地に影響を及ぼす恐れもなく、問題ないと判断いたしました。
議 長	引き続き、担当農業委員、田淵委員の報告をお願いします。
田 淵 委 員	木下委員が報告のとおりで、何もありません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号1番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。

		整理番号2番を審議します。担当推進委員 居川委員の報告をお願いします。
居川委員		墓地の移設についての申請です。現在の墓地の場所では管理が難しく、自宅の近くに移設して管理するためです。隣接農地には影響は無いと思います。集落内であるので、100m以内の関係者からの同意は得られています。
議長		引き続き、担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳田委員		4月6日に申請人の家族、居川推進委員、事務局、私で現地確認を行いました。現在の墓は自宅から1km離れた山の中で不便なため、家の前に移転したいとのことです。許可が下り次第すぐに着工されるようです。周辺に水路、農道がありますが、影響を与えることは無く、問題ないと判断いたしました。
議長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号2番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号3番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、担当農業委員 田淵委員の報告をお願いします。
田淵委員		4月3日に大谷推進委員、事務局、申請人、土地家屋調査士と私で現地確認を行いました。 現在の墓地が山の上の方にあり、管理しやすい自宅近くで、自己所有地の中で適切な場所だということです。県道沿いですが、隣地に墓もあり景観的にも問題ないと判断いたしました。県道と申請地の間は法面ではありますが、ブロック積みをされるとのことです。面積的にも場所的にも許可妥当だと判断いたしました。
議長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号3番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号1番、2番と一時転用1番の3件でございます。 整理番号1番、申請地は気高町宝木、転用目的は駐車場、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。 整理番号2番、申請地は鹿野町今市、転用目的は住宅建築、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。 一時転用1番、申請地は河原町小河内、転用目的は公共工事に伴う仮設事務所と資材置場、農地区分は農用地区域内農地、許可根拠は一時転用です。
議長	長	整理番号1番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、担当農業委員 柳田委員の報告をお願いします。

柳田委員	4月6日、譲渡人、居川推進委員、事務局、私の4名で現地確認を行いました。現在は耕作をされておらず、草刈だけの管理地となっていました。隣接地に元工場があり、譲受人が工場も購入されるとのことです。代理人の行政書士に確認し、ウイスキーの醸造を年内にも始めるとのことです。申請地は、工場と同じ高さにするため約1.2m盛土し、周囲は擁壁と防護柵を設置して、社用車及び従業員の駐車場として利用することです。以上のことから問題ないと判断いたしました。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号1番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番2番を審議します。担当推進委員 谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員	先ほど3条申請の許可をいただいた案件の残りを5条申請するものです。 707㎡のうち391.41㎡を住宅に使いたいとのこと。周辺には自動車屋や住宅がありますし、水路とはかなり段差があり迷惑をかけるようなことは無いと思います。
議 長	引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員	谷口(和)推進委員の報告のとおりで、追加することはありません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号2番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号一時転用1番を審議します。担当推進委員は欠席ですので、担当農業委員 田淵委員の報告をお願いします。
田淵委員	4月1日に漆原推進委員と私で現地確認を行いました。災害復旧工事に係る仮置場として一時転用されるものです。道路と川を隔てた場所が現場であり、近くて適切な場所です。申請地にもかなりの量の土砂が流入しており、貸人は、今年は耕作できないので一時転用はやむを得ないと思っておられますし、自治会長も同意されています。この災害復旧工事が終わらないとその奥にある水田に行けないので、早く終わりたいとのことです。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号一時転用1番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。

		<p>以上で議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終わります。          続きまして議案第4号「鳥取農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。          事務局の説明をお願いします。</p>
事務局		<p>本日は、農政企画課の担当が来ておりますので、担当者から詳しい説明をしていただきます。</p>
農政企画課		<p>農用地区域への編入は無く、農用地区域からの除外が2件でございます。          除外は、河原1、土地の所在は河原町和奈見、具体的な理由等は、分家住宅の設置です。          用瀬1、土地の所在は用瀬町屋住、具体的な理由等は駐車場の設置です。</p>
議長		<p>協議番号河原1を審議します。担当推進委員が欠席ですので、担当農業委員 田淵委員の報告をお願いします。</p>
田淵委員		<p>4月3日、大谷推進委員、事務局、私で現地確認を行いました。農振除外が認められたら、隣接している住宅に住んでいる子どもが帰ってき、親の世話をしながら農業をしたいということで、土地を買って分家住宅を建てるとのことです。</p>
議長		<p>質問、意見はありませんか。          (質疑・意見なし)</p>
議長		<p>無いようですので採決に入ります。          協議番号河原1につきまして原案どおり決定することに異議ございませんか。          (異議なし)</p>
議長		<p>異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。          協議番号用瀬1を審議します。担当推進委員 池本委員の報告をお願いします。</p>
池本委員		<p>3月29日に用瀬担当の委員3名と事務局の4名で、現地確認を行いました。畑で今までは所有者の家族が耕作していましたが、今はされていません。駐車場にしたいということで、何ら問題ありません。</p>
議長		<p>引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。</p>
小林(照)委員		<p>池本推進委員の報告のとおり、追加はありません。</p>
議長		<p>質問、意見はありませんか。          (質疑・意見なし)</p>
議長		<p>無いようですので採決に入ります。          協議番号用瀬1番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。          (異議なし)</p>
議長		<p>異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。          以上で、議案第4号「鳥取農業振興地域整備計画の変更について」を終わります。          引き続き議案第5号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局		<p>整理番号1番から13番までの全部で13件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。</p>
議長		<p>整理番号1番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。</p>

有本委員		4月4日、私、下田農業委員、事務局の3名で現地確認をしました。30年ほど前に農作業小屋で使っていたが、今は使われてなく朽ちています。土地所有者は農業をされていません。山裾にあり農地に戻すことはできませんし、同じ地区の方が土地を購入して新しい農作業小屋を建てるつもりなので、ご審議よろしくをお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号1番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号2番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員		4月3日、砂川農業委員、事務局2名、私、申請者で現地確認を行いました。現状については、申請者の亡くなった旦那さんが植木屋をされていた時の物が多くあり、非農地で問題ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号2番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号3番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池本委員		3月29日に用瀬担当の委員3名、事務局、申請者の5名で現地確認をしました。昨年8月の豪雨災害で山間地の農地に甚大なる被害が発生しています。本件の非農地証明も大量の土砂が堆積していますが、そのため、下流の農地は被害が少なくすみました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号3番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号4番を審議します。担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳田委員		4月6日に申請人、居川推進委員、事務局、私の4名で現地確認をしました。昭和52年に自宅への進入路としてコンクリート舗装されており、その上に倉庫兼作業場を建屋があり、現在も使用されています。元の田んぼに戻すことはできないと判断いたしました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号4番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号5番を審議します。担当推進委員、浜辺委員の報告をお願いします。
浜 辺 委 員		申請者は県外に住んでおり、自然潰廃して2筆とも原野化しております。4月5日に石谷農業委員、事務局と現地確認を行いました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号5番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号6番を審議します。担当推進委員、川島委員の報告をお願いします。
川 島 委 員		3月28日に藏内農業委員と事務局、私の3名で現地確認をしました。現場には車庫が建っていることを確認いたしました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号6番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号7番を審議します。担当農業委員、田淵委員の報告をお願いします。
田 淵 委 員		4月3日に申請者、大谷推進委員、事務局2名と私の合計5名で現地確認をしました。美成については、小林(照)農業委員も参加されました。・・・は残土処分場から外れた土地で、行く道も無く原野化しています。・・・、・・・についても行く道が無く見える限りでは原野化していました。・・・、・・・は果樹園をされていたところですが、見えるところから見ても原野化しており、行く道も無い状態でした。・・・は自宅を建てられる際に農地転用せずに建てられたみたいですが。・・・は宅地に隣接しており、三方は山に囲まれて木も生えており、農地としての利用はできないと判断いたしました。・・・は古い方の家の裏で、竹林となっております。・・・は、そこに至る道が何処をどう行けばよいかわからない状態であり、参加者全員で山と判断いたしました。以上のように農地行政上も特に支障のない土地、自然潰廃した農地です。よろしくお願いたします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号7番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号8番、9番、10番、11番を関連ですので一括して審議します。担当推進委員、木浪委員の報告をお願いします。

木浪委員	8、9、10、11番は、三山口と高住の隣接する土地ですので、一括して報告させていただきます。3月29日に福田(淳)農業委員、木浪、森推進委員、地元代表として柳田農業委員、事務局の5名で現地確認を行いました。理由は書いてありますが、現地に行ったら背の高い草が生えておりまして、20年以上経過しているのがわかります。凶面を見てもらったらわかるように山と山に挟まれた田んぼであり、日当たりも悪く、ずっと水が入った状態で、猪のオリも置いてありエサがまいてある状態です。承認されたら、森林組合の方で植林をして管理することです。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号12番を審議します。担当推進委員、梶川委員の報告をお願いします。
梶川委員	現地は残土が積まれておりまして、整地、整備しても土地の形状が悪く、横に建物があり日当たりも悪いことから非農地として証明することは妥当だと判断しました。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号12番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。  整理番号13番を審議します。担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。
小林(光)委員	4月2日に事務局、山岡推進委員、私で現地確認を行いました。庭木のような木が植えてありまして、草が生えて、土地が踏み固められたようになっており、人や車が通った跡がありました。以上で報告を終わります。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号13について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第5号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第6号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	鳥取市長から、令和6年4月25日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規 28件、更新 31件、計 59件、面積は、田 139,263㎡で、畑 25,259㎡、その他 28,951㎡となって

		<p>おり、計 193,473㎡です</p> <p>権利種別の内訳は、賃借権 23件、使用貸借による権利 36件となっています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第6号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続き、議案第7号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。</p> <p>今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田 247,459㎡、畑 17,108㎡、総計 264,567㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権 152件、使用貸借による権利 12件の合計 164件となっています。</p> <p>農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>一括で質問・意見を伺います。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第7号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>それでは、報告事項に移ります。最初に事務局からの説明をお願いします。</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について</p> <p>(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について</p> <p>(3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について</p> <p>(4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について</p> <p>(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</p>
議	長	<p>無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和6年度第1回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p>閉会 午後4時45分</p>